

## 堺市西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」使用許可要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、堺市西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」(以下、「ニッシーちゃん」という。)の物品の使用を許可する際に必要な事項を定める。

### (事務局)

第2条 この要領に関する事務については、堺市西区役所企画総務課(以下、「事務局」)が行う。

### (物品)

第3条 この要領において使用を許可する物品は、各号に定めるところによる。

- (1) 着ぐるみ(靴を含む)
- (2) 着ぐるみ用名札
- (3) 着ぐるみ用靴
- (4) イラストデータ
- (5) 写真データ

### (使用申請)

第4条 前条各号に規定する物品の使用を希望する者は、使用開始の2週間前までに、「ニッシーちゃん」物品使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により堺市西区長(以下、「区長」と言う。)に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前条(1)、(2)及び(3)に規定する物品(以下「着ぐるみ等」という。)の使用を申請するにあたっては、申請書に使用目的を明記しなければならない。
- 3 前条(4)及び(5)に規定するデータ(以下「データ」という。)の使用を申請するにあたっては、申請書に使用目的を明記しなければならない。

### (使用許可条件)

第5条 区長は前条の規定による申請があったとき、その内容が次の各号に該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 営利目的である場合(ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く)
  - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
  - (3) 政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがある場合
  - (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがある場合
  - (5) 西区、西区役所及びニッシーちゃんの評価を損なうおそれがある場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、ニッシーちゃんの使用を不相当と認める場合
- 2 着ぐるみ等の使用期間は、着ぐるみ等を受け取った日を含め7日間以内とする。ただし、当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌開庁日をもってその期間の末日とする。
- 3 許可を受けた第3条各号に規定する物品の使用は、無料とする。

### (審査結果通知)

第6条 区長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、「ニッシーちゃん」物品使用申請に係る審査結果通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により審査結果を通知するものとする。

(着ぐるみ等の使用条件)

第7条 着ぐるみ等の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、通知書を事務局に提示して着ぐるみ等を直接受け取る。

- 2 使用者は、前項の規定により受け取った着ぐるみ等を、第4条第2項に規定する期間内に事務局へ返却するものとする。
- 3 第1項に規定する受け取り、前項に規定する返却は、使用者が行うものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、着ぐるみ等を使用するにあたっては、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみ等を第三者に譲渡又は転貸しないこと
  - (2) 着ぐるみ等を許可された内容以外で使用しないこと
  - (3) 着ぐるみ等を破損、汚損、劣化させないように、運搬、保管等に十分に気を配ること
  - (4) 雨天時は、屋外で使用しないこと
  - (5) 着ぐるみ等の着用にあたっては、着ぐるみに素肌が直接接触れないように、長袖、長ズボン等を着ること
  - (6) 使用当日の会場、天候、気温、体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること
  - (7) 着用にあたっては、安全を確保するため、必ず補助者をつけること
  - (8) 使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること
  - (9) 火気・水気には近づけないこと。
  - (10) 着ぐるみ等に起因した事故等については、使用者が責任を負うこと
  - (11) 使用を終えた後、着ぐるみ等を使用している写真等を事務局に提出すること
- 2 使用者は、データを使用するにあたっては、次の各号の事項を遵守しなければならない。
- (1) 区長に許可されたデータの配色等を恣意的に変更しないこと
  - (2) 「西区マスコットキャラクター ニッシーちゃん」を併記すること
  - (3) 使用を許可されたデータを使用した成果品を事務局に提出すること。ただし、成果品の提出が困難と認められるときは、当該成果品の写真をもってこれに代えることができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 区長は、使用者が第5条、第7条及び前条の遵守事項に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。これにより、使用者に損害が生じたとしても、区長は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を破損したときは、現物又は実費をもって賠償させることがある。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

「ニッシーちゃん」物品使用許可申請書

令和 年 月 日

堺市西区長 様

申請者 住 所  
団体名称  
代表者名  
電 話

下記のとおり、西区マスコットキャラクター「ニッシーちゃん」の物品の使用を申請します。

記

貸出・使用 を希望する 物品	<input type="checkbox"/> 着ぐるみ（靴を含む） <input type="checkbox"/> 着ぐるみ用名札 <input type="checkbox"/> 着ぐるみ用靴	<input type="checkbox"/> イラストデータ <input type="checkbox"/> 写真データ
使用目的	(例) イベントで着ぐるみ等を使用する場合→イベントの企画内容がわかる資料の添付が必要	(例) イベントの告知ポスター・チラシでデータを使用する場合→イベントの企画内容がわかる資料の添付が必要
受取希望 日時	令和 年 月 日 時	令和 年 月 日 時
返却予定 日時	令和 年 月 日 時	—
成果品 提出日	令和 年 月 日 (イベント等で着ぐるみ等を使用している写真を提出する日)	令和 年 月 日 (使用を許可されたデータを使用した成果品又は当該成果品の写真を提出する日)
その他 要望等		

(様式第2号)

「ニッシーちゃん」物品使用申請に係る審査結果通知書

○ ○ 第 号  
令 和 年 月 日

申請者 様

堺 市 西 区 長

令和 年 月 日付で提出のあった申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	許可 ・ 不許可
貸出物品	
貸出日時／返却期限	
遵守事項	裏面記載のとおり
不許可の理由	

<連絡先>

〒593-8324 堺市西区鳳東町6丁600番地 西区役所 企画総務課

TEL) 072-275-1926 FAX) 072-275-1915

E-mail) nishikiso@city.sakai.lg.jp

## 「ニッシーちゃん」物品使用に関する遵守事項

- 1 使用者は、要領第2条第1号、第2号及び第3号に規定する着ぐるみ（靴を含む）、着ぐるみ用名札、着ぐるみ用靴を使用するにあたっては、次の各号の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 着ぐるみ等を第三者に譲渡又は転貸しないこと
  - (2) 着ぐるみ等を許可された内容以外で使用しないこと
  - (3) 着ぐるみ等を破損、汚損、劣化させないように、運搬、保管等に十分に気を配ること
  - (4) 雨天時は、屋外で使用しないこと
  - (5) 着ぐるみ等の着用にあたっては、着ぐるみに素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等を着ること
  - (6) 使用当日の会場、天候、気温、体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること
  - (7) 着用にあたっては、安全を確保するため、必ず補助者をつけること
  - (8) 使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること
  - (9) 火気・水気には近づけないこと。
  - (10) 着ぐるみ等に起因した事故等については、使用者が責任を負うこと
  - (11) 使用を終えた後、着ぐるみ等を使用している写真等を事務局に提出すること
  
- 2 使用者は、データを使用するにあたっては、次の各号の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 区長に許可されたデータの配色等を恣意的に変更しないこと
  - (2) 「西区マスコットキャラクター ニッシーちゃん」を併記すること
  - (3) 使用を許可されたデータを使用した成果品を事務局に提出すること。ただし、成果品の提出が困難と認められるときは、当該成果品の写真をもってこれに代えることができる。